

## 議案目録

- 議第1号 王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第2号 おんたけスキー場施設管理条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 令和7年度王滝村一般会計補正予算（第5号）について

王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おんたけスキー場施設管理条例の全部を改正する条例 説明資料

1. 改正理由

- 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）全部適用としているおんたけスキー場事業（公営企業観光施設事業）について、地方公営企業法の適用を外すため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

（1）王滝村公営企業の設置等に関する条例

- ・第 2 条から「観光施設事業」を削除し、簡易水道事業（第 1 項）、下水道事業（第 2 項）に改める。
- ・第 3 条において、観光施設事業を削除するため、簡易水道事業、下水道事業においては地方公営企業法の「財務規定等」を適用する内容に改める。
- ・第 4 条において、観光施設事業施設に係る別表を削除する。

（2）おんたけスキー場施設管理条例

- ・王滝村公営企業の設置等に関する条例の改正に伴い、第 2 条にスキー場施設の管理運営について、指定管理者に行わせることができる規定、及び指定管理者に管理運営を行うことができる施設を別表（別表第 1）により規定する。
- ・スキー場施設の使用料金を別表（別表第 2 及び第 3）のとおり定める。

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 1 号

王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

王滝村公営企業の設置等に関する条例（昭和 61 年条例第 131 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 23 日 提 出  
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 8 年 1 月 日 決  
王滝村議会議長 下 出 謙 介

## 別紙（案）

### 王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

王滝村公営企業の設置等に関する条例（昭和61年王滝村条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

王滝村公営企業（以下「公営企業」という。）として、生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

2 環境衛生の向上及び健全な発展に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために下水道事業を設置する。

第2条第3項を削る。

第3条第1項を次のように改める。

法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、前条第1項及び第2項に掲げる事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。

第3条第2項を削る。

第4条第2項及び第3項を次のように改める。

2 簡易水道事業の名称及び給水区域は、王滝村営水道条例（平成10年王滝村条例第8号）第4条及び王滝村営おんたけ高原簡易水道条例（平成10年王滝村条例第9号）第4条に定めるところによる。

3 下水道事業の排水施設の名称並びに処理施設の名称、位置及び処理対象区域は、王滝村農業集落排水施設条例（平成3年王滝村条例第22号）第3条第2項及び王滝村簡易排水施設条例（平成6年王滝村条例第3号）第3条第2項に定めるところによる。

第4条第4項を削る。

別表を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公営企業の設置)</p> <p>第2条 <u>王滝村公営企業（以下「公営企業」という。）として、生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。</u></p> <p>2 <u>環境衛生の向上及び健全な発展に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために下水道事業を設置する。</u></p>	<p>(公営企業の設置)</p> <p>第2条 <u>王滝村公営企業（以下「公営企業」という。）として、観光施設事業を設置する。</u></p> <p>2 <u>生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。</u></p> <p>3 <u>環境衛生の向上及び健全な発展に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために下水道事業を設置する。</u></p>
<p>(法の適用)</p> <p>第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、前条第1項及び第2項に掲げる事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。</u></p>	<p>(法の適用)</p> <p>第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第1条第2項の規定に基づき、第2条第1項に掲げる事業に法の規定の全部を昭和61年11月1日から適用するものとする。</u></p> <p>2 <u>法第2条第3項及び施行令第1条第2項の規定に基づき、第2条第2項及び第3項に掲げる事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。</u></p>
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>簡易水道事業の名称及び給水区域は、王滝村営水道条例（平成10年王滝村条例第8号）第4条及び王滝村営おんたけ高原簡易水道条例（平成10年王滝村条例第9号）第4条に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>下水道事業の排水施設の名称並びに処理施設の名称、位置及び処理対象区域は、王滝村農業集落排水施設条例（平成3年王滝村条例第22号）第3条第2項及び王滝村簡易排水施設条例（平成6年王滝村条例第3号）第3条第2項に定めるところによる。</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>観光施設事業の施設は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>簡易水道事業の名称及び給水区域は、王滝村営水道条例（平成10年王滝村条例第8号）第4条及び王滝村営おんたけ高原簡易水道条例（平成10年王滝村条例第9号）第4条に定めるところによる。</u></p> <p>4 <u>下水道事業の排水施設の名称並びに処理施設の名称、位置及び処理対象区域は、王滝村農業集落排水施設条例（平成3年王滝村条例第22号）第3条第2項及び王滝村簡易排水施設条例（平成6年王滝村条例第3号）第3条第2項に定めるところによる。</u></p>

改正後	改正前				
	別表（第4条関係）観光施設事業				
	(1) 村の観光事業の振興を図るため、観光施設事業を行う。				
	ア スキーリフト施設				
	種類	名称	位置		線路延長 (m)
			線路の起点	線路の終点	
	特殊索道	御岳第4ペアリフトA線	王滝村3162	王滝村3162	676.77
	同	4ペアリフトB線	同 3162	同 3162	676.77
	同	4ペアリフトD線	同 3162	同 3162	640.99
	同	5クワッドリフト	同 3162	同 3162	1,183.56
	同	御岳チャンピオン クワッドリフト	同 3159 - 10	同 3162	1,287.97
	同	御岳第7 クワッドリフト	同 3162	同 3162	799.90
	普通索道	御岳ゴンドラリフト 山頂線	同 3162	同 3162	2,425.93
	イ 宿泊・休憩施設				
	区分	名称	位置	規模	収容人員
	宿泊 休憩	御岳高原 管理センター	木曾郡 番地 王滝村 3159 - 3	鉄骨造二階建 延面積696.20㎡	50人

改正後	改正前				
	宿泊 休憩	御岳スキー場宿舎	同 3162	鉄筋コンクリート造り 〃 1,976.30	61
	休憩	プラザオリオン	同 3162	鉄骨造り二階建 〃 1,641.82	300
	休憩	レストラン 「モンブラン」	同 3162	同 (二階) 〃 209.37	84
	休憩	ステーキハウス 「モンブラン」	同 3162	同 (一階) 〃 85.05	30
	休憩	展望喫茶 「ベルン」	同 3162	同 〃 262.15	64
	休憩	第7休憩所	同 3162	鉄骨造り平屋建 〃 131.47	30
	休憩	三笠の森駅 食堂施設	同 3162	鉄筋コンクリート造り 〃 734.52	150
	休憩	スキー場入浴施設 「ざぶん」	同 3162	鉄骨造り二階建 〃 1,660.53	250
ウ その他スキー場施設					

議第 2号

おんたけスキー場施設管理条例の全部を改正する条例について

おんたけスキー場施設管理条例（平成17年王滝村条例第37号）の全部を別紙（案）  
のとおり改正する。

令和 8年 1月23日 提出  
王滝村長 越原道廣

令和 8年 1月 日 決  
王滝村議会議長 下出謙介

(別紙)

おんたけスキー場施設管理条例 (案)

(目的及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、おんたけスキー場施設（以下「スキー場施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 スキー場施設の管理運営は、村長が行う。

2 村長は、スキー場施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にスキー場施設の管理運営を行わせることができる。

3 前項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせることができる施設は、別表第1に定める施設とする。

4 第2項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設の維持及び管理運営に関する業務

(2) 使用許可等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、スキー場施設の管理運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務

(使用料金の額)

第4条 利用料金の額は、別表第2、別表第3のとおりとする。

2 第2条第2項の規定によりスキー場施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合にあっては、利用料金の額は、この条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更するときも、同様とする。

3 村長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の掲げるものと認めるときは、当該申請を承認する。

(1) 他の類似施設等の利用料金に比較して著しく均衡を失うものでないこと。

(2) 第2条第4項に規定する業務を適切に運営するために必要な費用に照らし、妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。

4 村長は、前項の規定により利用料金の承認をしたときは、速やかに承認をした利用料金を公告するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、利用料の徴収及び減免又は割引等必要な事項は村長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

ア スキーリフト

種類	名称	位置		線路延長（m）
		線路の起点	線路の終点	
特殊索道	御岳第4ペアリフトAB線	王滝村 3162	王滝村 3162	676.77
特殊索道	御岳第4ペアリフトD線	王滝村 3162	王滝村 3162	640.99
特殊索道	御岳第5クワッドリフト	王滝村 3162	王滝村 3162	1,183.56
特殊索道	御岳第7クワッドリフト	王滝村 3162	王滝村 3162	799.90
特殊索道	御岳チャンピオンクワッドリフト	王滝村 3159-10	王滝村 3162	1287.97
普通索道	御岳ゴンドラリフト（駅舎、食堂含む）	王滝村 3162	王滝村 3162	2,425.93

イ 休憩施設

種類	名称	位置	規模	収容人員
休憩施設	プラザオリオン	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 1641.82 m <sup>2</sup>	300
休憩施設	ロッヂ三笠	王滝村 3162	RC造2階建 延床面積 1976.30 m <sup>2</sup>	150
休憩施設	第7休憩所	王滝村 3162	鉄骨造平屋建 延床面積 131.47 m <sup>2</sup>	30
休憩施設	レストランモンブラン	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 294.42 m <sup>2</sup>	100
休憩施設	展望喫茶ベルン	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 262.15 m <sup>2</sup>	60
休憩施設	展望浴場ざぶん	王滝村 3162	鉄骨造2階建 延床面積 1660.53 m <sup>2</sup>	250

ウ その他附帯施設・設備

区分	名称	位置	備考
附帯施設	スキー学校施設	王滝村 3162	鉄骨造2階建 493.68 m <sup>2</sup>
附帯施設	カラマツパーキングハウス	王滝村 3162	木造平屋建 167.40 m <sup>2</sup>
附帯施設	除雪車車庫	王滝村 3159	鉄骨造平屋建 239.40 m <sup>2</sup>
機械設備	人工降雪設備		一式

エ 車両運搬具等

区分	名称	備考
建設機械	油圧ショベル	
圧雪車	PB400Park	ピステンブーリー社製
圧雪車	PB400F	ピステンブーリー社製
圧雪車	PB300	ピステンブーリー社製

除雪車	コマツWA300	2台
雪上車	スノーモービル	6台
除雪機		3台
草刈機		1台

別表第2（第4条関係）

スキーリフト料金（税込）

種別	大人	子供（小中学生）	シニア（50歳以上）
1回券	600円	600円	600円
4時間券	6,000円	4,000円	5,000円
1日券	8,000円	5,000円	6,000円
シーズン券	60,000円	40,000円	50,000円

別表第3（第4条関係）

休憩施設料金（税込）

施設	区分	料金	備考
食堂	飲料	100円～2,000円	1品あたり
	食料	200円～5,000円	1品あたり
売店		100円～100,000円	1品あたり
休憩施設	宿泊	8,000円	1泊あたり
休憩施設	入浴	800円	小中学生500円
スキー学校	指導料	5,000円	2時間あたり

(参考) おんたけスキー場施設管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理及び運営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせることができる施設は、<u>別表第1に定める施設とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第4条 利用料金の額は、別表第<u>2</u>、別表第<u>3</u>のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(管理及び運営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により指定管理者にスキー場施設の管理運営を行わせることができる施設とは、<u>王滝村公営企業の設置等に関する条例(昭和61年王滝村条例第131号)第4条第2項別表に定めた施設をいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第4条 利用料金の額は、別表第<u>1</u>、別表第<u>2</u>、別表第<u>3</u>のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

議第3号 令和7年度王滝村一般会計補正予算（第5号）について

## 1. 補正額

既定の予算額に歳入歳出それぞれ 22,261 千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 2,289,128 千円とするもの。

## 2. 補正予算の主な内容

### (1) 選挙費 1,449 千円

衆議院解散表明に伴う衆議院議員選挙費の計上

- ・ 財源は、衆議院議員選挙費委託金

### (2) 児童福祉費 1,347 千円

国の経済対策に伴う物価高対応子育て応援手当支給事業の計上

#### 物価高対応子育て応援手当

- ・ 対象児童1人あたり2万円を1回限り支給する。
- ・ 対象児童は、令和7年9月分の児童手当支給対象児童（ただし、令和7年10月～令和8年3月末までに生まれる新生児も含む。）
- ・ 財源は、物価高対応子育て応援手当事業補助金

### (3) 商工費 19,465 千円

物価高騰対策に係る商品券配布事業の計上

#### 物価高騰対策商品券

- ・ 物価高騰の影響が長期化している中、村民を経済的に支援するため、村民1人あたり3万円の商品券を配布する。
- ・ 対象者は、令和8年2月1日時点で村の住民基本台帳に登録のある村民全員
- ・ 商品券は、現時点で2月下旬頃の配布を予定し、使用期限は令和8年12月末とする。
- ・ 財源は、物価高騰対応地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）

議第3号

令和7年度王滝村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度王滝村一般会計補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和8年 1月23日 提出  
王滝村長 越原道廣

令和8年 1月 日 議決  
王滝村議会議長 下出謙介

議第 3 号

令和 7 年度王滝村一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度王滝村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 22,261 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,289,128 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 23 日 提 出  
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 8 年 1 月 日 議 決  
王滝村議会議長 下 出 謙 介

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	3 委託金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
99,884	20,812	120,696
88,757	20,812	109,569
64,736	1,449	66,185
4,412	1,449	5,861
2,266,867	22,261	2,289,128

歳出

(単位 千円)

款	項
2 総務費	
	4 選挙費
3 民生費	
	2 児童福祉費
7 商工費	
	1 商工費
歳 出 合 計	

補正前の額	補正額	計
924,623	1,449	926,072
5,879	1,449	7,328
147,648	1,347	148,995
19,455	1,347	20,802
58,396	19,465	77,861
58,396	19,465	77,861
2,266,867	22,261	2,289,128





2 歳 入

(単位 千円)

款 項 目		補正前の額	補正額	計
14	国庫支出金	99,884	20,812	120,696
2	国庫補助金	88,757	20,812	109,569
2	総務費国庫補助金	81,062	19,465	100,527
3	民生費国庫補助金	218	1,347	1,565
15	県支出金	64,736	1,449	66,185
3	委託金	4,412	1,449	5,861
2	総務費委託金	4,006	1,449	5,455
歳 入 合 計		2,266,867	22,261	2,289,128

節		金額	説 明
区 分			
20	地方創生臨時交付金	19,465	重点支援地方交付金 19,465
4	児童福祉費補助金	1,347	物価高対応子育て応援手当支給事業補助金 1,347
7	衆議院議員選挙費委託金	1,449	衆議院議員選挙費委託金 1,449

3 歳 出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	924,623	1,449	926,072	1,449			
4	選挙費	5,879	1,449	7,328	1,449			
4	衆議院議員選挙費	0	1,449	1,449	1,449			
					1,449			
					(県)衆議院議員選挙費委託金			1,449
3	民生費	147,648	1,347	148,995	1,347			
2	児童福祉費	19,455	1,347	20,802	1,347			
2	児童措置費	4,140	1,347	5,487	1,347			
					1,347			
					(国)物価高対応子育て応援手当支給事業補助金			1,347
7	商工費	58,396	19,465	77,861	19,465			
1	商工費	58,396	19,465	77,861	19,465			
2	商工振興費	22,946	19,465	42,411	19,465			
					19,465			
					(国)重点支援地方交付金			19,465

節		区 分	金 額	説 明
1	報酬		203	(選挙管理委員会事務局) 衆議院議員選挙費
3	職員手当等		685	委員等報酬 委員、投開票立会人報酬
10	需用費		329	時間外勤務手当 時間外勤務手当
11	役務費		52	消耗品費 消耗品費
12	委託料		180	食糧費 食糧費 通信運搬費 通信運搬費 委託料(その他) 選挙人名簿登録委託料 ポスター掲示板設置作業委託料
				203 203 685 685 213 213 116 116 52 52 180 134 46
10	需用費		4	(住民係) 物価高対応子育て応援手当支給事業
11	役務費		11	消耗品費 消耗品費
12	委託料		572	通信運搬費 通信運搬費
19	扶助費		760	委託料(その他) システム改修委託料 扶助費 児童手当(物価高応援分)
				4 4 11 11 572 572 760 760
10	需用費		262	(経済産業課_商工観光係) 物価高騰対策事業
11	役務費		153	印刷製本費 印刷製本費
18	負担金補助及び交付金		19,050	通信運搬費 通信運搬費 手数料 振込手数料 交付金助成金
				262 262 105 105 48 48 19,050

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	2,266,867	22,261	2,289,128	22,261	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
		物価高騰対策商品券交付金 19,050